

次世代育成支援対策施設整備県費補助金交付要綱

(通則)

- 1 次世代育成支援対策施設整備県費補助金（以下「県費補助金」という。）の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）並びに補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この県費補助金は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第11条第1項に規定する交付金に関する省令（平成17年厚生労働省令第79号）第1条第2項に規定する施設（以下「児童福祉施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、県が交付する補助金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この県費補助金は、次世代育成支援対策を推進するために県が策定する整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業に交付する。

(定義)

- 4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設	第一種助産施設 第二種助産施設
	児童自立生活援助事業所	児童心理治療施設 児童家庭支援センター	

業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所	小規模住居型児童養育事業所		
(2) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設	婦人保護施設		
(3) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、知事が特に整備の必要を認めるもの	その他の施設		

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	<p>既存施設について、取扱通知の第2「大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事

改 造	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡 張	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
整 備	スプリンクラー 整備等整備	取扱通知の第3「スプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
	老朽民間児童 福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について、取扱通知の第1「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	防犯対策強化 整 備	取扱通知の第13「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備の取扱いについて」により整備をすること。

(事業の種類)

- 6 県費補助金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。
(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体	④県補助率
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は県が認めた法人（児童福祉施設を除く。）	3 / 4

イ 児童自立生活 援助事業所	児童福祉法第6条の3 第1項		3 / 4
ウ 小規模住居型 児童養育事業所	児童福祉法第6条の3 第8項		3 / 4
(2) 婦人保護施設	売春防止法第36条	社会福祉法人	3 / 4
(3) その他施設	別途厚生労働大臣が定 める基準等	社会福祉法人、日本赤 十字社、公益社団法人 又は公益財団法人	2 / 3 から 3 / 4 まで

(注)「県が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する県が認めた法人をいう。

(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体	④県補助率
(1) 児童福祉施設 (助産施設、乳児 院、母子生活支援 施設、児童養護施 設、児童心理治療 施設に限る。)	児童福祉法第35条 第4項	社会福祉法人、日本赤 十字社、公益社団法人 又は公益財団法人	3 / 4
(2) 婦人保護施設	売春防止法第36条	社会福祉法人	3 / 4

(県費補助金の対象除外)

7 県費補助金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用。
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 県費補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 県費補助金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表6で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (2) (1)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に6の表の④欄に定める県補助率を乗じた額を算出する。
- (3) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(1)により算出した額と、(2)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

(交付の条件)

9 県費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模、構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの県費補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ら

なければならない。

- (8) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの県費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第9号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月20日までに知事に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2項の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (10) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

- (11) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

- (12) 社会福祉法人（社会福祉法人設立準備会を含む。）が事業を行うために締結する契約については、平成9年6月10日福総第518号埼玉県福祉部長通知「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準について」によらなければならない。

- (13) この県費補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便はがき等寄附金配分金、又は公益財団法人JKA（旧日本自転車振興会、旧日本小型自動車振興会）若しくは公益財団法人日本財団（旧日本船舶振興会）の補助金の交付を受けてはならない。

- (14) (1) から (13) により付した条件に違反した場合には、この県費補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

10 県費補助金の交付の申請は次によるものとする。

- (1) 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、別に指示する期日までに提出するものとする。
- (2) 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない

(3) 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、補助事業等に係る歳入歳出予算書（見込書）抄本とする。

(変更申請手続)

11 県費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

12 知事は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に、様式第5号又は様式第6号により速やかに交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(交付の方法)

13 この県費補助金は、概算払いで交付することができる。

(状況報告)

14 補助事業者は、県費補助金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、様式第3号により工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については様式第4号により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

15 県費補助金の事業の実績報告は、様式第2号による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して25日を経過した日（10の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から25日を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この県費補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月20日までに、様式第7号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(県費補助金の額の確定の通知)

16 規則第14条の補助金交付額確定通知書の様式は、様式第8号により行う。

(県費補助金の返還)

17 知事は、交付すべき県費補助金の額を確定した場合において、既にその額を超え

る県費補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により 8、10、11、14 及び 15 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。